

# みずほ中国 ビジネス・エクスプレス（第647号）

2023年2月2日 | みずほ銀行（中国）有限公司 中国アドバイザー一部

## ～当局政策関連～

平素より格別のご高配を賜り誠にありがとうございます。

### ■ 注目トピックス

#### 国務院、外資 R&D センターの設置支援策を公表

国務院は1月18日、商務部と科学技術部が共同で策定した『外資による研究開発センターの設置の更なる奨励に関する若干措置』を公表しました。当局は財政・金融に加え、技術・データ移転や設備調達、人材誘致などの面から外資 R&D センターの設置に対する支援策を打ち出し、R&D 拠点の設置誘致を通じ、国内イノベーション活動の活発化や産業高度化の促進を図るものとしています。

### ■ 直近の重要政策

#### 産業政策

- ✓ エネルギー電子機器産業の発展推進に関する工業情報化部等6部門の指導意見（工業情報化部など、1/17）
- ✓ 『「ロボット+」応用行動実施方案』の公表に関する工業情報化部等17部門の通知（工業情報化部など、1/19）



MIZUHO

瑞穂銀行

—— WeChat公式アカウント ——

## ■ 注目トピックス

### 国務院、外資 R&D センターの設置支援策を公表

国務院は 1 月 18 日、商務部と科学技術部が策定した『外資による研究開発センターの設置の更なる奨励に関する若干措置』(以下、若干措置)を公表しました。若干措置は、外資による研究開発センター(以下、R&D センター)の設置を奨励するため、財政・金融支援の強化や、R&D 活動関連手続きの利便性向上、人材誘致及び知財保護などへの注力に関する内容を盛り込んでいます。

若干措置は、「科学技術イノベーションの支援」、「研究開発活動の利便化」、「海外人材の誘致支援」、「知的財産権の保護強化」の 4 つの方面から 16 項目の措置を打ち出しました。主な内容については図表 1 の通りです。

【図表 1】 若干措置の主な内容

#### ① 科学技術イノベーションの支援

- 外資 R&D センターに対し、優遇税制の適用に関する手続きと提出書類の簡素化を行う。外資 R&D センターによるハイテク企業の認定申請に対する指導とサービスサポートを強化する。外資による科学技術イノベーション領域への投資を奨励する。
- 外資 R&D センターが法に基づき、大型科学・分析機器、国家科学技術計画プロジェクトの報告書及び関連データを利用することを支持する。当地の重要共通技術の研究開発にサービスを提供するために設置した外資 R&D 拠点に対し、各地政府はインフラ整備、設備調達、人材採用及び関連サービス、運転資金などの面からサポートする。
- 産学研連携を促進する。大学や研究所、専門校による外資 R&D センターとの連携、実験室などの共同設置を奨励する。外資 R&D センターによる各地のインキュベーション施設とのアクセス、ポストドク<sup>\*</sup>の募集を支持する。  
※ポストドクター(博士研究員):大学院の博士課程を修了した後、大学や研究機関で任期付きの職に就いている研究員。
- 外資によるイノベーションプラットフォームの設立を支持する。プラットフォームが設備機器や施設、指導の提供を通じ、国内外企業や大学、研究所と技術、人材、資金、サプライチェーンなどの資源を統合し、シナジー効果を発揮することを促す。
- 金融機関による外資 R&D センターへの金融支援の提供を奨励する。各地の商務主管部門は当地の外資 R&D センターの資金調達ニーズ及び運営状況を正確に把握し、金融機関との情報共有を遅滞なく実施し、金融機関と外資 R&D センターのアクセスを積極的に推進する。
- 外資 R&D センターによる国家科学技術計画プロジェクトへの参加を奨励し、申請期間を延長し、申請を便利にする。外資 R&D センターの専門家を国と地方の科学技術専門家団体に積極的に取り入れ、計画プロジェクトに関する助言や評価、管理を担当させる。

#### ② 研究開発活動の利便化

- インターネット安全法、データ安全法、個人情報保護法などの法令規則に基づき、データの越境移転に係る安全管理を強化しつつ、重要データ及び個人情報の越境移転安全性評価を効率的に実施し、研究開発活動に関連するデータの秩序のある越境移転を促進する。
- 知的財産権の対外移転に関する制度及び関連規則の整備、手続きの最適化に取り組む。技術輸出入管理制度の見直しを行い、多国籍企業グループの内部技術の越境移転を便利にすることを検討する。
- 外資 R&D センターが輸入した国家級、省級の科学研究プロジェクト用の遺伝子組換え生物、バイオマテリアルに対し、バイオセキュリティリスクを積極的に実施し、条件を満たすものに対する検疫・審査をスムーズに実施する。外資 R&D センターが一時的に搬入した研究開発用の中核設備、試験用車両などにつき、規定に基づき搬出期間を延長することを支持する。

<sup>1</sup> 中国語原文は下記の URL よりダウンロードできます。

[http://www.gov.cn/zhengce/content/2023-01/18/content\\_5737692.htm](http://www.gov.cn/zhengce/content/2023-01/18/content_5737692.htm)

【図表 1】 若干措置の主な内容（続き）

### ③海外人材の誘致支援

- 外資R&Dセンターがチーム内の外国籍者に対し、勤務契約期間以下の就業許可及び5年以下の在留資格を一括で申請することが可能である。外資R&Dセンターにより採用された海外高度人材が関連要件を満たせば、自己申告など簡易方式で就業許可を申請することが可能である。多国籍企業における外国籍上級管理者の省域を跨いだ人事異動につき、就業許可の更新に関する手続きを簡素化する。
- 外資R&Dセンターが採用した海外高度人材に対する人事評価につき、キャリアや勤務期間などの条件を緩和し、海外の勤務経験や実績などを評価対象に盛り込み、条件を満たせば直接上級職にすることが可能である。
- 各地政府が外資R&Dセンターが採用した海外高度人材に対し、居住や子女教育、配偶者の就業、医療保障などの面からサポートを提供する他、重点研究開発プロジェクトの展開を支援することを奨励する。
- 海外人材によるクロスボーダー資金決済を便利にする。金融機関が規定に基づき、外資R&Dセンターに勤務している海外人材に対するクロスボーダー資金決済業務をスムーズに実施することを支持する。

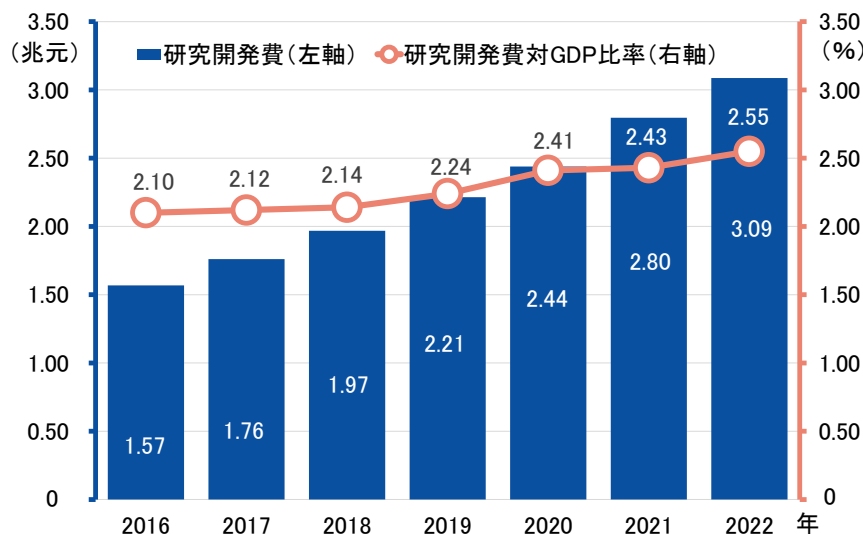
### ④知的財産権の保護強化

- 商業秘密保護ルールの整備を加速させる。商業秘密の保護範囲、権利侵害行為及び法的責任を更に明確にし、権利侵害訴訟手続を改善し、商業秘密に対する法的保護を強化する。
- 知財保護センターの整備を推進し、外資R&Dセンターを含む企業に対し、知的財産権の審査と権利確認、権利保護の迅速化を一本化したワンストップ総合サービスを提供する。
- 知財保護に関する法執行を強化する。知財侵害の懲罰的賠償制度を全面的に実施する。特許権侵害紛争における行政裁判の役割を発揮し、行政裁判の執行に力を入れる。悪意の商標出願、冒認出願、特許権侵害、インターネット上の著作権侵害（海賊版）などの違法行為に対する取り締まりを継続的に実施する。

（若干措置に基づき、中国アドバイザー一部作成）

国家統計局は1月20日、22年の研究開発費及び研究開発費対GDP比率を公表しました。22年は新型コロナウイルス感染症のパンデミックにもかかわらず、研究開発費が依然として増加傾向を続けてきました。22年の研究開発費は前年比10.4%増加し3兆870億元となり、7年連続で2桁増を実現しました。研究開発費対GDP比率は前年より0.12ポイント上昇し2.55%となりました。中国本土の研究開発費と研究開発費対GDP比率の推移については、図表2をご参照ください。

【図表 2】 中国本土の研究開発費と研究開発費対GDP比率



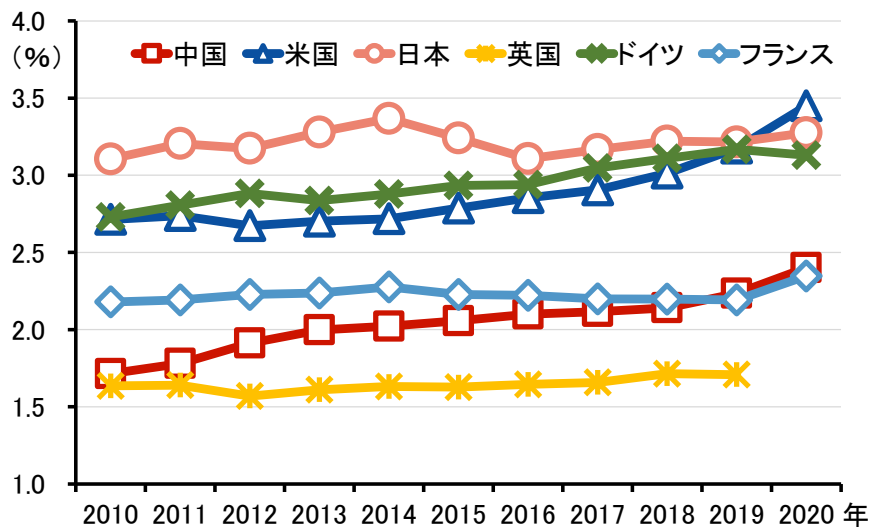
（国家統計局に基づき、中国アドバイザー一部作成）

また、OECD(経済協力開発機構)が公表した20年の世界主要国・地域の研究開発費対GDP比率によると、中国本土は2.40%と世界12位となり、OECD平均の2.67%に接近しています。世界主要国の研究開発費対GDP比率の推移については、図表3をご参照ください。

WIPO(世界知的所有権機関)の22年版グローバル・イノベーション・インデックス(GII)によると、中国本土は前年より順位を1つ上げて11位となり、10年連続で上昇傾向を辿ってきました。

先進国と比べ、技術力とイノベーション力には開きがありますが、研究開発への投資やイノベーション活動に対する支援強化に伴い、研究開発費の増加にはなお余地があるとも言えるでしょう。

【図表3】世界主要国の研究開発費対GDP比率



注：英国20年のデータは未公表  
(OECD Dataに基づき、中国アドバイザー一部作成)

## ■ 直近の重要政策

以下、直近に公表された主な政策をお知らせ致します。

### 産業政策

#### エネルギー電子機器産業の発展推進に関する工業情報化部等 6 部門の指導意見

(原文: 工业和信息化部等六部门关于推动能源电子产业发展的指导意见)

工信部聯電子 [2022] 181 号

工業情報化部など 2023 年 1 月 17 日公表

#### 【主要内容】

- 工業情報化部は科学技術部、中国人民銀行などと連名で、エネルギー関連製品の高度化、技術開発の強化を図る指導意見を公表した。
- 今後の目標については、「25年までに、サプライチェーンの高度化が進み、ハイエンド製品の供給能力が大幅に上昇し、技術の融合と応用を加速させる。エネルギー関連電子機器産業が新エネルギーの普及を後押しする」とした他、「30年までに、エネルギー関連電子機器産業の総合力が上昇を続け、新エネルギーに対する国内外の需要に相応しい産業規模をなす。新エネルギー分野における5G/6Gや先進的計算機、AI、インダストリアル・インターネットなど次世代通信技術の利用拡大を推進し、エネルギー関連電子機器業界において複数の世界的な有力企業を育成する」とも明記した。
- 炭素排出ピークアウトとカーボンニュートラルの目標に向けて、太陽光発電と新型蓄エネシステム、新エネルギーを導入したマイクログリッドなどに関する知能化・多様化した製品とサービスの供給を拡大する。基礎部品・材料及び製造工程などの研究開発において重要な成果を上げ、サプライチェーンの強靭化を図る。
- 太陽光発電関連製品については、N型太陽電池(TOPCon、HJT、IBC)、フレキシブル有機薄膜太陽電池、ペロブスカイト及び積層電池などの研究開発と応用、量産化を推進する他、スマートインバータ、パワコン、接続箱などの部品に加え、電子ペースト、バックシート、ガラス、フィルムなどの材料、還元炉や結晶育成炉、プラズマCVD、研磨装置、スクリーン印刷機、検査・測定機器などの設備の研究開発と高度化にも力を入れる。
- 新型蓄エネ関連製品については、全固体電池やナトリウムイオン電池、フロー電池、水素・燃料電池、電気二重層コンデンサなどの研究開発と応用に注力する。
- エネルギー関連製品の知能化を推し進めるため、光電子集積回路や光電センサー、パワー半導体、発光ダイオード(LED)などに関する製造技術の開発と改良に取り組む。
- この他、太陽光発電やリチウムイオン電池などに関する技術規格・標準の整備、エネルギー関連製品の貿易・投資促進、国際連携の強化などにも言及した。

中国語原文は以下のリンクをご参照ください。

[https://www.miit.gov.cn/zwgk/zcwj/wjfb/yj/art/2023/art\\_5fe76c58f263450ebc92c903427a6d12.html](https://www.miit.gov.cn/zwgk/zcwj/wjfb/yj/art/2023/art_5fe76c58f263450ebc92c903427a6d12.html)

#### 『「ロボット+」応用行動実施方案』の公表に関する工業情報化部等 17 部門の通知

(原文: 工业和信息化部等十七部门关于印发《“机器人+”应用行动实施方案》的通知)

工信部聯通裝 [2022] 187 号

工業情報化部など 2023 年 1 月 19 日公表

#### 【主要内容】

- 工業情報化部は財政部、市場監督管理総局などと連名で、ロボットの利用拡大に向けた活動方案を公表した。同方案は『中華人民共和國国民経済と社会発展第14次五カ年計画及び2035年までの長期目標要綱』及び『ロボット産業の第14次五カ年発展計画』を着実に実行するためのものであり、25年までの目標とロボットの重点利用分野などを明記した。
- 25年までの目標について、同方案は「10大重点利用分野に照準を合わせ、ロボット応用技術及びソリューション100件以上を開発し、技術力が高く、導入方式が新しく、実績が良いロボット応用シーン200以上を普及させ、複数の「ロボット+」応用モデル企業を育成する。複数の体験施設や実証センターを作り上げる」としている。



- 10大重点利用分野については、産業領域の製造業や農業、建築、エネルギー、貿易・流通と民生領域の医療・健康、高齢者向けサービス、教育、コミュニティサービス、防災・緊急救助などが挙げられる。
- 利用者とロボットメーカーがイノベーション活動を展開する共同体を組むことを奨励する。ACサーボモータやコミュニケーションロボットなどに関する中核技術の研究開発を支援し、利用者（顧客）の潜在ニーズに密着したロボット製品とソリューションを共同で開発する。
- 利用者とロボットメーカー、サードパーティーである公共サービス機関が連携し、ロボット応用技術の実験、品質検証、インキュベーションなどを取り扱う実証センターを作り上げる。
- この他、ロボット応用に関する標準の策定と国際標準化、需給を結びつけるプラットフォームの構築、重点ロボット技術・製品普及リストの公表などにも言及した。

中国語原文は以下のリンクをご参照ください。

[https://www.miit.gov.cn/zwgk/zcwj/wjfb/tz/art/2023/art\\_c2a9bacca5114e42b5e16ed5277923a8.html](https://www.miit.gov.cn/zwgk/zcwj/wjfb/tz/art/2023/art_c2a9bacca5114e42b5e16ed5277923a8.html)

(各公開資料に基づき、中国アドバイザー一部作成)

#### 【照会先】

担当者：中国アドバイザー一部 張巍

Tel : 021-3855-8888 (Ext : 1185)

E-mail : [uei.zhang@mizuho-cb.com](mailto:uei.zhang@mizuho-cb.com)

政策の適用にあたり、具体的な実務手続き等については、所在地の主管部門または法律事務所等にお問い合わせください。

Copyright © 2023 Mizuho Bank (China), Ltd.

1. 本資料は法律上・会計上・税務上の助言を目的とするものではありません。本資料中に記載された諸条件及び分析は仮定に基づいており、情報及び分析結果の確実性或いは完全性を表明するものではありません。また、当行との取引においてご開示頂く情報、鑑定評価、各種機関の見解、また政策法規・金融環境等の変化によっては、本資料に記載の仮定やスキームと乖離が生じ、提示した効果が得られない可能性があります。本資料については、そのリスクを充分ご理解の上、貴社ご自身の判断によりご利用下さい。当行は本資料に起因して発生したいかなる損害について、その内容如何にかかわらず、一切責任を負いません。
2. 本資料中に記載された企業情報は、公開情報及び第三者機関から取得した情報に基づいて作成しており、当行が顧客との取引において知りうる機密事項や非公開情報等は一切含まれておりません。
3. 本資料中に記載された情報は、当行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性・信頼性・完全性を保証するものではありません。また、引用された出所元の資料及び文言に含まれる、または解釈される可能性のある意見や論評は、記載された出所元の意見や論評であり、当行の意見や論評を表明するものではありません。
4. 本資料の著作権は原則として当行に帰属します。本資料については貴社内部の利用に限定され、いかなる目的であれ、いかなる方法においても、無断で本資料の一部または全てを、第三者へ開示、または複写・複製・引用・転載・翻訳・貸与する等の行為について固く禁じます。